

お知らせします・・・!

平成18年度 わがまちの予算



平成18年度の予算が、3月の町議会で議決されました。

一般会計では、総額59億172万5千円、前年度の予算に対して、13億6,563万1千円(18.8%)の減額となっています。

また、国民健康保険事業等の特別会計や上水道事業の公営企業会計の予算も、右表のとおり議決されました。

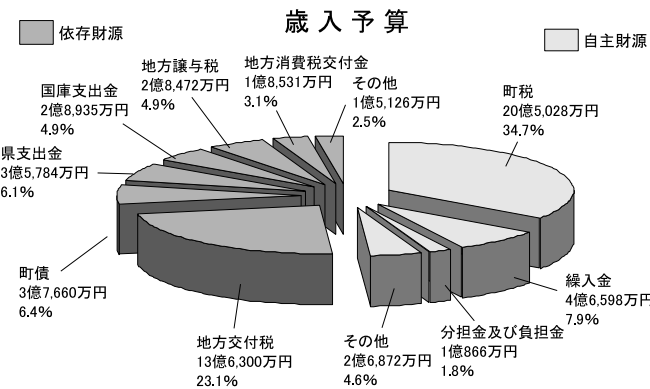
特別会計及び公営企業会計
特別会計及び公営企業会計では、各会計の円滑な運営を行うために必要な予算を計上しています。

会計名	平成18年度	平成17年度	前年度対比	
一般会計	59億172万5千円	72億6,735万6千円	△18.8%	
特別会計	国民健康保険事業	24億8,771万3千円	24億4,010万1千円	2.0%
	老人保健医療	21億1,831万7千円	21億1,913万6千円	0.0%
	公共下水道事業	11億2,262万4千円	12億9,829万2千円	△13.5%
	介護保険	15億142万4千円	13億5,835万7千円	10.5%
	土地取得	2千円	840万8千円	-
上水道事業会計	5億1,610万5千円	5億3,898万2千円	△4.2%	

歳入予算について

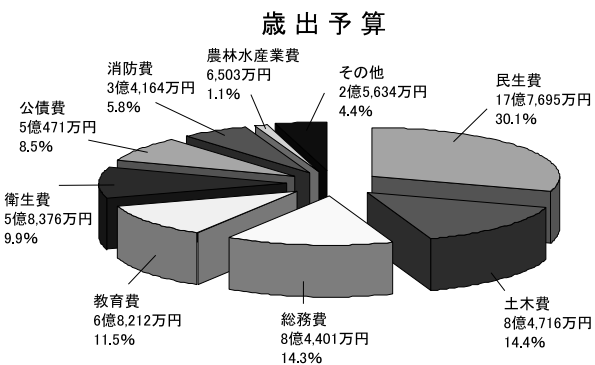
町の主な財源は、町民税、固定資産税などの町税34.7%と地方交付税23.1%で、町の歳入の58%近くを占めています。

次に多いのが、基金からの繰入金(町の貯金の取り崩し)で7.9%、次いで町債6.4%、県支出金6.1%、国庫支出金と地方譲与税が4.9%となっています。



歳出予算の費目ごとの内容

費目	予算額	内容
総務費	8億4,401万円	庁舎や町有地などの町有財産の維持管理に必要な予算のほか、防犯対策・交通安全対策や住居表示事業に必要な予算、町税の徴収、戸籍や住民基本台帳の管理に必要な予算を計上しています。
民生費	17億7,695万円	保育所や児童クラブ等の運営など、児童福祉の推進に係る予算や介護予防サービスの継続的マネジメントを行う地域包括支援センターの運営に係る予算、障害者への各種サービスに必要な予算を計上しています。
衛生費	5億8,376万円	一般廃棄物の収集・運搬・処理等に必要な予算のほか、生活習慣病予防対策事業、住民健診、予防接種等の保健事業等の予算を計上しています。
農林水産業費	6,503万円	農道改修や農業用水路、老朽化したため池の改良、農作物を荒らす有害鳥獣の駆除等、農業の効率化を図るための予算を計上しています。
土木費	8億4,716万円	町道、河川の維持補修や改良、深原地区公園整備事業など公園の整備、維持管理のほか、町営住宅の維持管理に必要な予算を計上しています。
消防費	3億4,164万円	海田地区消防組合への負担金や消防団の活動等に必要な予算を計上しています。また、災害時の備蓄食糧や資材のほか、防災のために必要な予算も消防費に計上しています。
教育費	6億8,212万円	小中学校の管理運営等の学校教育に必要な予算と図書館、公民館等の社会教育施設の管理運営に係る予算を計上しています。不審者情報などの携帯メール連絡網の運営に必要な予算、町民の皆さんの文化活動やスポーツ振興などを支援するために必要な予算も教育費に含まれています。
公債費	5億471万円	庁舎、図書館等の大規模な施設整備や町道整備などの際に借り入れた町債の償還金を計上しています。
その他	2億5,634万円	議会費、商工費、災害復旧費、諸支出金、予備費の合計。



歳出予算について

歳出予算では、民生費の割合が最も多く全体の30.1%を占めています。

次に多いのが、道路や公園の整備費を含む土木費で14.4%、次いで総務費14.3%、教育費11.5%、衛生費9.9%、町債(町の借入金)の償還金を計上した公債費で8.5%となっています。

職員の時差勤務(4月〜翌年1月)

町では4月1日から役場の一部職員の始業・終業時間をずらす「時差勤務制度」の導入を試行します。

この制度の目的は、職員の勤務時間に柔軟性を持たせることにより時間外勤務手当を支給することなく多様な業務に対応することにあります。

従来、役場の正規の業務時間は、午前8時半から午後5時15分までの8時間となっていますが、この時差勤務制度を導入することにより、例えば昼間勤務等で接触の困難な税滞納者の収納事務を夜間にするなど、時間外手当を支給することなく業務を遂行できるというものです。このことにより、町の限られた財源の中で、さらに時間外勤務手当の縮減を図ることを試みます。

時差勤務は必要に応じ、午前6時半から午後9時15分までの間の連続する8時間を確保しつつ、始業・終業時間を割り振りするものです。例えば住民の各種健診などで早朝から勤務する職員の終業時間は、最も早い場合で午後3時15分までとなります。また、会議などで夜間勤務する職員の始業時間は、最も遅い場合で午後0時半からとなります。

このことにより、時差勤務をする職員には、役場の業務時間であっても勤務する必要がない時間が生じます。町民の皆さんのご理解を願います。

なお、これによる役場の窓口などの業務時間は、これまでどおり変更ありません。

問合せ先 総務課 TEL 820-5601 (総務課)

不審者情報等の携帯メール配信サービスの募集

最近、子どもを狙った、凶悪で悪質な事件・事故が、増加しています。子ども達を不審者や犯罪から守るとともに、犯罪の未然防止に役立てばと、町民の皆さんに幅広く携帯メール配信サービスを始めました。

すでに、町内小中学校の保護者で希望される方には実施運用しております。今回町民の方で、情報提供を希望される方にも、町内や近隣市町で発生した不審者情報や緊急情報をお知らせすることができるようになりました。

登録受付期間は、4月3日(月)から4月28日(金)の間で、登録の申し込みを受け付けております。

申込・問合せ先 学校教育課

TEL 820-15620 (学校教育課)

